

区立保育園の民営化に伴う事業者選定方法等の見直しについて

区では、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに、民営化に併せ保育施設の更新及び保育定員の拡大を図ってきたところである。民間事業者の選定は、保育施設の安定的運営、適切な職員配置に加え区立保育園と同等程度の保育内容及び円滑な新規保育園への移行を選定の視点とし、区内部の選定委員会を設置し、選定を行ってきたところである。

区では保育の質の確保、向上に向け、保育の質ガイドラインの策定に着手することとしたが、区立保育園の民営化にあたっては、より保育の質の確保、向上を図る必要があるため、以下のとおり事業者選定の方法を見直すこととした。

記

1 事業者選定等の見直し

(1) 選定項目の充実

選定項目は、下記のとおり分類しており、「事業者の運営する既存園の状況」を評価する内容のひとつである「職場環境及び職員構成」の事項は、職員雇用の安定性、バランスの取れた職員構成、各種休業制度や適正な人件費の設定等、職員に対する安定的な処遇といった視点で評価していたところであるが、安定的な保育運営を継続するためには、保育士に長く勤めてもらう職場環境が整っていることが重要であることから、継続した雇用への支援についての視点を追加する。

【選定項目】

- 1 財務
- 2 経営理念等
- 3 事業者の運営する既存園の状況
- 4 基本事項
- 5 新園に関する提案事項【計画】
- 6 新園に関する提案事項【認可保育所】
- 7 新園に関する提案事項【その他共通事項】
- 8 新園に関する提案事項【子育てひろば】
(子育てひろば事業を実施する場合のみ該当)

(2) 選定基準に満たない事業者の取り扱い

これまでは、全体の選定項目の評価の合計点で選定していたが、財務状況の評価結果、職場環境及び職員構成、人権尊重、事故防止対策や衛生面、アレルギー対応など、保育の質に関わる重要項目について評価が基準に満たない場合、選定対象から除外する。また、選定項目評価合計が基準に満たない場合についても同様に選定対象から除外する。

(3) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査は、事業者の経営責任者及び園長候補者等が、「開設準備体制の確保」「事業目的・課題の認識」「職員採用、配置、人材育成についての考え方」「在園児の引継ぎ等」「事故防止、安全対策」等についてプレゼンテーションすることで、区立保育園の民営化を担う事業者として適切であるかどうかを審査する。なお、プレゼンテーション審査は公開する。

2 スケジュール

- ・ 9月 ・ 選定委員会設置、選定項目・審査内容・審査方法等確認・決定
 ・ 予備審査、又は財務分析結果の確認
- ・ 9～10月・事業者の既存園の視察調査
 ・ 事業者に対するヒアリング調査
 ・ 視察調査結果及びヒアリング調査結果の審査
- ・ 10月20日 ・ プレゼンテーション審査
 ・ 事業者の決定